

令和5年第10回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和5年10月10日(火)午後3時00分から午後3時20分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(8名)

会	長	8番	宮本 敏郎
委	員	1番	増田 榮
		2番	鈴木 憲司
		3番	長崎 光男
		4番	野村 斗士夫
		5番	長谷川 貴子
		6番	岩井 秀喜
		7番	朝倉 友子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 令和5年度第2次農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
 - その他
- 6 出席職員

農業委員会事務局長	大野 茂夫
農業委員会事務局次長	森田 勲
農業委員会事務局主査	青木 秀直
- 7 農地利用最適化推進委員(4名)

大見川 正明	青木 秀樹	眞仲 健司	齊藤 博之
--------	-------	-------	-------

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（大野茂夫）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 5 年第 1 0 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の氏名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、3 番長崎光男委員、4 番野村斗士夫委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明させていただきます。

場所については、3 ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字山崎、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は 73 m²他 2 筆で、合計 417.47 m²です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は 1 人、申請事由は、譲渡人が畑の規模縮小、譲受人は畑の規模拡大になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び、同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は畑で、譲受人は許可後、露地野菜を作付けし、隣接する店舗へ卸販売する計画であり、問題はないと思われま

す。
以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を増田委員から報告願います。

○1番（増田榮）

申請された農地について、現地を確認したところ、申請地は更地の状態でした。特に問題はないと思われま

す。
○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の齋藤さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（齋藤博之）

特に問題はありません。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めま

す。
（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しま

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第1号 整理番号2について、を議題とし、事務局の説明を求めま

○事務局長（大野茂夫）

それでは、2ページ 議案第1号 整理番号2について、ご説明させていただきます。

場所については、4ページをご覧ください。

農地の所在は、北字北、地目は登記簿・現況共に畑、面積は208㎡です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は2人、申請事由は、譲渡人が離農により農地を処分する、譲受人は今後、譲渡人の居宅を購入し、転居した居宅に隣接する農地を取得するものです。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件
及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしま
せん。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は畑で、譲受人は許可後、
花卉を栽培し、譲受人が自営する店舗に卸販売をする計画であり、問題はないと思わ
れます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を長谷川委員から報告願います。

○5番（長谷川貴子）

申請された農地について、現地を確認したところ、ビニールハウスが建っており、
申請地は適正に管理されておりました。特に問題はないと思われ
ます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の眞仲さんから、ご発言がありましたら願
います。

○農地利用最適化推進委員（眞仲健司）

特に問題はありません。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願
います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号2を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号2については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 令和5年度第2次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号2までについては、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、5ページ 議案第2号 整理番号1から整理番号2について、一括してご説明させていただきます。

場所につきましては、8ページから14ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が興津字中道、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は195㎡他14筆で、合計11,372㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が興津字芋田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は922㎡他17筆で、合計13,528㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの畑の賃借料は1,000円又は5,000円になり、田の賃借料は1.5俵又は1.5俵相当額若しくは1俵になります。期間は令和5年10月20日から令和15年10月19日までの10年間となっております。

本件は、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

農地の中間管理権を取得する「千葉県園芸協会」が、貸し手と借り手の間に入り農用地の転貸を行うものです。

この2件の借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1から整理番号2までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第1号 整理番号1から整理番号2までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第1号 整理番号1から整理番号2までについては、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、15ページ 議案第3号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

整理番号1の農地については、所有者等が確知できない農地になります。

確知できない農地とは、所有者不明農地のことで、所定の手続きを経て、農地を利用する権利を「公益財団法人千葉県園芸協会」が取得し、借受人に農地を貸し付けるものです。

場所につきましては、16ページから17ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が四箇字上耕地、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は654㎡他5筆で、合計4,301㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1俵相当額になります。期間は令和4年12月31日から令和22年12月20日までの18年間となっております。

借受人については、所有者不明農地の親戚にあたり、地域の担い手農家でもあり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第3号 整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和5年第10回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼、お疲れ様でした。

午後3時20分閉会